

## 着工届・仮復旧届・完了届の提出について

工事着工前、仮復旧後、工事完了後に、それぞれ着工届、仮復旧完了届、完了届を御提出ください。

## ＜写真の添付＞

仮復旧届、完了届には、占用物の種類・構造、工事の状況や道路（歩道）組成、掘削の深さ、施工後の歩道の開口部の長さ等、それぞれの申請における許可条件や申請内容のとおり施工されていることがわかるよう、スケールを当てた写真を添付してください。

## 1 工事場所の全景写真

①工事着工前	左記①～③は同位置、同アングルで撮影すること。 工事範囲が広い場合は数枚に分けても結構です。
②仮復旧後	
③本復旧後	

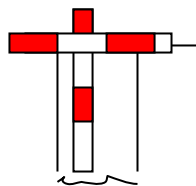
## 2 工事過程の写真

①舗装	掘削・開削完了後、施工中、組成転圧後、プライムコート処理後、タックコート処理後等を撮影。アスファルトについては温度管理を確認するため、 <u>温度表示がわかる写真</u> を添付。（ <u>120度を下回らないこと</u> ） <u>※仮復旧時に、本復旧のための切れ込みをアスファルトに入れ、そのままにしているケースが見受けられます。極めて不適切な施工のため御注意ください。</u>
a 掘削・開削	裏面「開削工事 工事工程写真」を参考に、スケールを当てて、深さ、幅及び路盤厚がわかるよう撮影してください。
b 転圧	下層・上層路盤の転圧状況を「開削工事 工事工程写真」を参考に、スケールを当て、指示した車歩道組成になっていることがわかるよう撮影してください。 ※掘削底部から埋戻しの仕上がり層・・・一層ごとに20cm以下 ※下層路盤の埋戻しの仕上がり層・・・一層ごとに20cm以下 ※上層路盤の埋戻しの仕上がり層・・・一層ごとに15cm以下 ※ランマーで締固めする場合は、一層ごとに10cm以下とすること
c 乳剤散布（プライムコート、タックコート）	乳剤は雨水等の路盤への侵入を防ぐものです。近年、路盤への乳剤散布が一部分のもの（ジョウロ等でだまかに撒いて隙間がある）が多く、それがもって路盤が痛み、舗装等のひび割れの原因となっております。乳剤を <u>全面に隙間なく散布</u> していることが確認できる写真を提出してください。
d 濁水 舗装版切除中の写真を添付。	<u>舗装版切除に伴う濁水を側溝等に流す行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反となります。側溝側に流れないように濁水をその場で吸い取る等、適切に処理していることがわかる写真を添付してください。</u>
②側溝、ボックスカルパート、集水柵等	設置する製品のスケール（側溝天蓋の厚さ等）、掘削完了後、エプロン施工後、施工中の状況等の写真を添付
③歩車道境界ブロック	掘削完了後、路盤の転圧後、エプロン施工後、施工中の状況等を撮影。
④占用物	占用物件のスケールや埋設時の深さ等わかるよう撮影。
⑤その他	必要に応じて、設計・条件通りであることが確認できるよう撮影
★その他注意事項	側溝等構造物の再設置を行う場合や、路盤の敷均しをする際、完了後に沈下や舗装のひび割れ等が見受けられる事例が数件ありました。締固め時は振動ローラーやタンパでの締固めを入念にお願いします。

# 開削工事 工事工程写真

1 舗装取り壊し状況や掘削・床均し状況などを撮ります。

2 床掘が完了したら W H がわかるよう  
右図のようにスケールをあて撮影します。



3 埋戻し砂、被り 30 cm は水道管等を守るためのもので道路管理者が積極的に求めるものではありません。

4 下層路盤の転圧状況を（出来高を 2 のように）撮影します。

上層 〃 〃

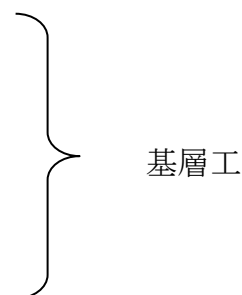
※規程の敷均し転圧厚ごとに転圧されていることが分かるように撮影  
粒調碎石の転圧厚は最大 15 cm、切込碎石は最大 20 cm

## 本復旧

5 基層工事前に スケールをあてて撮影

6 乳剤散布状況  
(散布状況、端部の状況、散布後全景) を撮影

7 基層工 温度管理 温度を表示したものを撮影



8 表層工 基層工と同様に工程を撮ります。

(乳剤散布状況はプライムコート、タックコートとわかるように表記します)

9 区画線等がある場合はその状況を撮ります。

## その他

○ 各層の転圧状況の撮影を忘れた場合再度工事を指示することがあります。

○ 軟弱地盤で工事される場合で且、路体部分の埋戻しについて相談してください。

○ コンクリート、アスファルトカッターにて垂れ流し等の杜撰な工事を行った場合は廃掃法違反です。道路管理者として清掃等を指示することもあります。

○ 発生残土の埋戻しは認めません。工程写真が出せない場合、発生残土を埋め戻した場合など再度工事を指示することがあります。

\* 指導が度重なる場合、発生残土の行先、資材調達状況まで調査、資料要求、又、中間検査を入れさせていただくことがあります。

○ 交通規制等を行う場合、安全管理（ガードマンの配置、誘導状況）がわかるよう撮影